

女性・ジェンダー・歴史

イギリス女性史研究会

第9号

発行日 2012年11月15日

第18回研究会、福岡で開催

—新しい企画に挑戦—

第18回研究会が、2012年6月30日(土)13時より福岡大学セミナーハウスで開催されました。

古城真由美さんは「15世紀イングランドのジェントリ女性と地域社会—マーガレット・バストンの人的ネットワークを中心に—」を、また、赤松淳子さんは「18世紀イングランドにおける『姦通』と離婚裁判」を報告しました。その後、地元からの女性史に関する話題提供として、井上洋子さんに「戦争体験集『あなたにバトン』をまとめて」を報告していただきました。各報告の詳細については、2～8頁をご参照ください。

今回は初めて合宿方式の研究会を組織しました。地元の院生を含む若手研究者を中心に、深夜まで熱い議論が続き、貴重な交流の機会となりました。セミナーハウスの確保、宿舍の手配、懇親会の運営すべてにおいて、福岡大学人文学部西洋史研究室の全面的なご協力を賜りました。星乃治彦、松塚俊三の両先生をはじめ、院生の方々には多面にわたりご支援いただきました。お礼申し上げます。

翌日は、これも初の企画、フィールドワークに出かけました。福大の社会科教育プロジェクトと合同でバスを借り切って、無窮花堂、伊藤伝右衛門邸、田川市石炭・歴史博物館など筑豊地区の炭鉱遺跡をめぐるしました。最後に、鞍手町中央公民館(石炭資料展示場併設)では、戦争末期に海老津炭鉱で働いておられた「最後の女炭坑婦」西村ミツヨさんから、当時のお話をうかがいました。これについては福岡県歴史教育者協会のご協力を得ました。歴史の現場を体験することは、リアリティのある歴史像を構築するうえでは欠かせないものです。今回の現地見学から学生たちは何を学んだか、福岡大学の学生二人の感想文を掲載しております(10～11頁参照)。

このように、今回の研究会では初めての試みをいくつか盛り込みました。JWJH-Nの活性化のためにも、今後とも多彩な企画を準備したいと思っております。ご提案がございましたら、遠慮なく事務局までご連絡ください。

目次:

第18回福岡研究会報告	1
【古城報告へのコメント】	
古賀秀男	2
三時真貴子	3
(報告を終えて)	4
古城真由美	
【赤松報告へのコメント】	
植松みどり	5
松塚俊三	6
(報告を終えて)	7
赤松淳子	
【福岡からの発信】	8
『あなたにバトン』をまとめて	
井上洋子	
Women's Libraryのゆくえ	9
竹内敬子	
フィールドワーク参加記	
古藤あやめ	10
永利優樹	11
リレー討論	12
いま、女性史に問われているもの	
第5回	
「ジェンダー史」という到達点?	
石井香江	
書評	14
『ホッテントット・ヴィーナス』	
奥田伸子	
研究動向	16
セクシュアリティ史研究の現在	
林田敏子	
第19回研究会趣旨説明・	18
報告要旨	
竹内敬子	
川津雅江	
野田恵子	
第19回研究会・総会案内	20



【古城報告へのコメント：その1】

躍動するジェントリと女性の役割

古賀秀男

15世紀からノーフォーク州に根を張ったパストン家は大量の手紙、文書類を遺している。文書類を遺したジェントリ家は他にいくつかあるが、パストン家の場合はその量が際立って多く、手紙は837通(1425-1509)にのぼる。そのうち180通以上が古城真由美氏の主題マーガレット・パストンの手紙(発信104通は最多、残りは受信)である。これほどの手紙、文書がなぜ遺り、保存されたのかがまず関心を引く。マーガレットが送った手紙(書記が執筆)のほとんどは夫と息子たち宛であり、受信も大部分が彼らからであった。これは夫婦、親子がしばしば離れて暮らしたことを意味する。ではなぜ保存されたのか。破棄された手紙、文書も少なくないはずだが、おそらく一族で積極的に保存しようという意図が強く働いたと考えるほかない。

パストン家とはどのようなジェントリだったのか。マーガレットと夫になる長男ジョンが1440年春にお見合いをし、上首尾に運んだことを伝えるジョンの母の夫宛の手紙がある。マーガレットは地主モートビィの所領相続人であり、推定17～18歳、ジョンはケインブリッジ大学の学生で19歳であった。ジョンの父ウィリアムはロンドンの法学院で学んで法廷弁護士となり、ノーフォーク公家の家令、治安判事を務めたのち、王座裁判所判事として法曹界で大きな影響力をもっていた。また彼はノーフォーク州のいくつもの所領、地所を購入し、一代で有力地主になり、ジェントルマンと呼ばれていた。ジョンもロンドンの法学院で学び弁護士になり、弟たちも法学院やケインブリッジ大で学んだ。ウィリアムの父親クレメントは100エーカーあまりの農牧地で農業を営むヨーマンであり、その農地の大半は領主に属する農奴保有地で、妻も農奴身分の出身だったという。だが息子の教育を重んじ成功させたクレメントも炯眼の人であったに違いない。パストン家はこのウィリアムの時代に有力ジェントリに上昇した。

マーガレットが嫁いだのは義父が威光を放っていたパストン家の安定期であった。しかし4年後に義父が死去し、法曹界に駆け出したばかりの若い夫と、マーガレット、義母アグネスらは相次ぐ困難に直面する。他のジェントリやヨーマンも所領を拡張しようと競り合っており、義父が買い取って拡張した所領が実力で狙われ、訴訟を仕かけられた。パストン家も相当数の使用人(用心棒や手紙を運ぶ飛脚も)をおいていたが、彼らはときに武器を取り自警団になった。それでは足りず助っ人も雇わねばならなかった。訴訟などにかかわる夫のロンドン滞在が多いなか、マーガレットの手紙は家と財産を守るため、困難に健気に立ち向かう女主人の姿を伝えている。新婚のころやロンドンでの買い物頼む平穏な内容のものもあるが、それらは少数のようである。手紙が積極的に保存された有

力な理由であっただろう。

古城氏は彼女の手紙を分析するため、そのライフサイクルを長男の嫁時代から、家長の妻、をへて家長の母時代の3つに分けた上で、彼女の交友関係、人的ネットワークの実態を綿密に調べ上げ、家の大事の際のネットワークの実情を説得的に明示した。またこの人的ネットワークは他のジェントリにも共通するものではないか、と答えられた。私はこの交友関係が必要に迫られて築かれたことに注目したい。

手紙内容からみて重要なのは家と所領、財産が深刻な攻撃にさらされたときである。義父が購入したグresham荘園を敵側が奪い返しに襲って来た1447～51年の出来事と、1459年に死去した元騎士ファストルフからジョンに遺贈された城といくつかの荘園が、実力で断続的に攻撃され、訴訟を仕かけられた出来事である。後者ではサフォーク公だけでなく後ろ盾になるはずのノーフォーク公も敵側になった。後者の過程で一時期庶民院議員でもあった夫ジョンは収監され、1466年ロンドンで他界した。攻撃はケイスター城が攻略される1469年までつづいた。マーガレットの手紙が集中するのは後者の時期であり、この時期に彼女が果たした役割を、他の書簡、文書も合わせて検証することが重要ではないだろうか。

マーガレットは子どもの教育、しつけではあまり成功しなかったようだ。高等教育に進んだのはオクスフォード大卒業後間もなく死去した4男ウォルターのみ、長男ジョン2世はロンドンで王室に取り入ったものの成功せず、遊び人で頼りにならず、母より先立った。次男ジョン3世がなんとか頼れる人物だったようだ。

パストン家の手紙類は躍動する15世紀のジェントリの実像をリアルに物語っている。ジェントリの邸内には、しばしば後ろ盾とたのむ公爵や国王、王族などの肖像画が飾られていた。パストン家には誰の肖像画が飾られていたのか、その肖像画は時期によって替えられたのではないか、など思いめぐらすと興味は尽きない。



【古城報告へのコメント：その2】

「女性の」ネットワークと「政治」領域

三時眞貴子

第18回研究会は、同じジェントリ層の既婚女性でありながら、片や真面目な妻として所領経営に携わる女性(古城報告)と、もう一方では別居を望む・望まれる女性(赤松報告)ということで、時代の違いはあれど、女性の人生を考えさせられる企画であり、非常に刺激的で興味深いものであった。今回、私は古城真由美氏のご報告「中世後期イングランドのジェントリ女性と地域社会－マーガレット・パストンの人的ネットワークを中心に－」のコメントを書かせていただく機会に恵まれた。古城氏はジェントリ女性マーガレット・パストンの書簡を綿密かつ丁寧に分析され、そのおかげで18・19世紀イギリス教育史を専門にしている私でも、非常に興味深く説得力を持って報告を聞くことができた。研究の姿勢や内容に深く感銘を受けると同時に、いくつかの疑問も浮かび上がってきた。以下、中世および女性史を専門としない者からみた論点を提示したい。

はじめに示す論点は結論にかかわる部分である。古城氏は「女性のプライベートと取れる行動が政治の領域にも踏み込んでおり、公私の区別は曖昧であった」と述べたが、奥田伸子氏が『近代イギリスと公共圏』(昭和堂、2009年)の中で明快に整理されているように、公私二分論を乗り越える議論はすでに展開されている。本報告は中世のジェントリ女性に焦点を当てているという点で新しいということなのだと思うが、その場合、本報告の中世「らしさ」はどこにあるのだろうか。言い換えると中世のジェントリ女性に焦点を当てて、女性と「政治」の関わりについて検討することの意味はどこにあるのかという問題である。報告で示された通り、マーガレットの活動範囲がきわめて限定的だったことや書簡が口述筆記で書かれている点など、興味深いことは多々あった。しかしそれらがあるいはもっと別の中世ならではの特徴が、マーガレットの人的ネットワークの構築と、そのネットワークを用いた「政治」活動にどのような影響があったのか、この点が明確ではなかったと思われる。

これはフロアから質問が出た「政治」とは何を指すのかという問いとも繋がっている。たとえば奥田氏は前掲書で「公」のレベルを同心円状に広がるものと重層的に設定したが、古城氏は「政治」をどのような領域として設定するのか。中世ならではの「政治」領域や政治への女性の関わり方があるのか。それとも

現代にもつながる「政治家の妻」のような姿が浮かび上がるのか。報告の際に今後の課題だと言われたが、ぜひその答えを聞きたい。

もう一つの論点は、「夫であるジョンの人的ネットワークが示されなかった」ことについてである。今回の報告はジェントリ女性の人的ネットワークの検討が主目的であり、報告の趣旨を外れた指摘になってしまうかもしれないが、今後の研究への期待という意味も含めてこの点について述べたい。詳細な史料分析による報告でマーガレットの行動・活動の内容や意図はよく判ったが、しかしながら、彼女の行動がどの程度、またどのようにパストン家の所領経営や地域社会における権力争い・攻防に役立っていたのかがよく判らなかった。それはおそらく「パストン家の政治」の全体像が示されていなかったからではないだろうか。「夫」と「妻」の行動やネットワークを重ね合わせることで、おおよそその全体像が浮かび上がるとともに、妻に任されていた領域が浮かび上がる可能性もあるのではないか。また「地域社会の構造を明らかにするための視点として女性の活動・ネットワークが重要」だと古城氏は述べたが、男性の活動・ネットワーク「のみ」では明らかにならないのと同様、女性の活動・ネットワーク「のみ」でもまた地域社会の構造を明らかにすることは難しいだろう。もちろん書簡・記録に残されていない人間関係をどうやってあぶり出していくのかという課題は残るが、ジョンとマーガレット二人の人的ネットワークを解明する必要があると思われる。これはマーガレットの人的ネットワークを丹念に解明した古城氏からできることではないかと思う。

門外漢の私でも想像を膨らますことができ、あれこれと考えさせてくれる素晴らしい研究報告であった。今後の研究も楽しみに待ちたい。



【報告を終えて】

15世紀イングランドの地域社会に女性を見出す

古城真由美

女性が政治にいかに関わったのかというテーマは、国や時代を問わず、常に女性を対象とする研究者の関心をひいてきた。もともと、私は多数の手紙を残したことで知られる15世紀のジェントリ家系パストン家の事例から、15世紀イングランドの地域社会を考察しようと試み、その結果、ジェントリの地方政治を中心に勉強していた。1990年代前半に頂点を迎えた当該期の地方史研究は、地域社会においてジェントリが多様な人的ネットワークで結びつき、地方を運営していた様子を描き出してきた。しかし、先行研究とパストン家の手紙を読むうちに疑問に思ったことがある。それは、手紙の中ではジェントリの活動に女性が積極的に関与し活動していることが記録されているのに、なぜ先行研究では地域社会とりわけ政治的分野における女性の言及は少ないのかということであった。

これにはおそらく、ジェントリという言葉が持つ意味が関係していよう。黒死病の影響で身分制社会が変容しつつあった中世後期イングランドにおいて、ジェントリという社会層は14世紀に登場し始めるとされており、14世紀後半から15世紀前半にかけて、ジェントリを構成する騎士、エスクワイヤ、ジェントルマンのうち、すでに身分としてあった騎士を除く後者2つが明確に言及されるようになってくる。ここで重要なことは、当時の身分を表わす言葉は軍役奉仕や王権の家臣に関連したものであり、したがって、ジェントリという言葉は暗に男性を示し、女性が念頭に置かれることはなかったということである。確かに、軍役奉仕やジェントリの文化の核にあった騎士道的名誉は女性には果たし得ない義務である。しかし、前述のとおり、パストン家の手紙には地域社会で活動する女性の姿を見出すことができるのであり、こうした女性の活動も視野に入れて、地域社会におけるジェントリの姿を見直すべきではないだろうかと考え、本報告の課題「ジェントリ女性の人的ネットワーク」に取り組んだわけである。

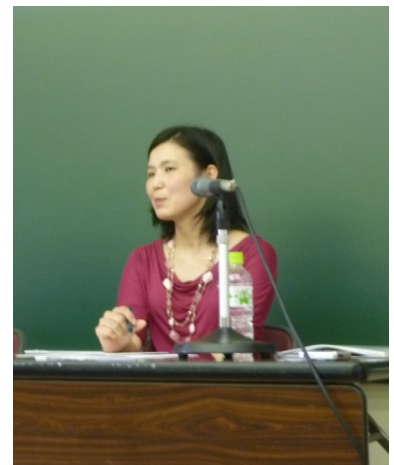
そこで、マーガレット・パストンという女性を取り上げることとし、彼女の人的ネットワークを検討した。私と同様の関心は先行研究でもすでに見られ、いくつかの重要な研究も発表されていたが、史料の制約もあって研究は寡婦が中心であり、一人の女性の妻と寡婦という2つの側面を明らかにした研究は管見の限りなかったからである。当日の報告では、中世後期という研究会の中でも古い時代の女性の報告ということで、フロアから多様な質問を寄せていただき、大いに研究意欲がわくとともに、いろいろ考えさせられた。

1つは、ジェントリの男性との関係についてである。報告では、夫と息子との関係、妻や母や寡婦としての社会的地位や役割についての質問がいくつか寄せら

れ、改めて中世後期の支配層における男女関係がどのようなものかを考えた。中世は家父長制社会であり、女性は「服従する性」であった一方で、ジェントリの女性たちは寡婦、母、妻として社会的な影響力を行使できた。では、女性はどこまで服従すべきで、どこまで影響力を行使できたのか。そして、地域社会の運営のなかでどう関わりあっていたのか。

この点については、いま1つ取り上げたい女性のアイデンティティについての問題と関連する。報告では、手紙の内容や書き方における男女の違いなどに関する質問があった。そこから私が想起したのは、マーガレットの2つの言葉である。攻撃された所領を防衛する際、彼女は「私では部下がいうことを聞きません。なぜなら私が女だからです」と息子に訴え、現地に来るよう懇願している。しかし、一方で交渉といった場面では、「女性1人の言葉は、男性20人の言葉にも勝ります」と述べている。先行研究は、前近代においてジェンダーは重要でなく、貴族やジェントリの女性たちは身分的なアイデンティティによって行動したという。多くの女性が、結婚によって男性の法的庇護に置かれるため、一家の盛衰は女性の人生を左右したからである。だが、マーガレットの2つのセリフは、おそらくジェントリの男女の間で、身分的なアイデンティティの中で行動しつつも、なんらかの役割分担があったのではないかとすることを想像させてくれよう。これらの点を明らかにすることによって、さらに15世紀の地域社会に女性を見出すことにつながっていくと思っている。

手紙は、裁判記録などの行政史料には表れてこない人々の活動を知らせてくれる有益な史料である。報告を終えて浮かんできたこれらの疑問に、私はまだ十分な答えを持つに至っていないが、きっとマーガレット・パストンがそれを私たちに示してくれるだろう。



【赤松報告へのコメント：その1】

18世紀英国教会裁判所、別居訴訟に関する赤松報告を拝聴して

植松みどり

本年6月30日に行われた、イギリス女性史研究会の、赤松淳子氏「18世紀イングランドにおける「姦通」と離婚裁判」についての報告を書かせていただくことを光栄に思っている。同時に、私の専門分野は文学、特に、英語文学、18、19世紀の英国小説研究であるので、ある意味では門外漢の勝手な感想となってしまうことをお許しいただきたい。

ジェイン・オースティンが「歴史には、王様や法王様が出てきているのに、女性は現れない。私の小説ではその部分を描く」と述べるとき、英国小説は、女性登場人物たちの社会史に記録される集団の記録、ピエール・ノラのいう「記憶の場」であるとも考えられよう。その記憶の場に今回の研究発表は、裁判所を選ぶ。特にこれまで研究が及ばなかった弁護士(advocate)の記録を丹念に読みこむという、画期的な研究方向を捉え、リサーチに専念しての発表である。ユニーク性、調査量、誠実さにまず感嘆の意を表したい。

1857、婚姻・離婚訴訟法が議会通过するまで、英国コモン・ロウにおいて離婚(divorce)はほとんど不可能だった。婚姻の絆を断ち切るためには教会裁判所で取り扱った「別居」による婚姻解消(dissolution of the marriages)がほとんど唯一の救済策であった。19世紀をかけてコモン・ロウの不備を改正しようとする法律関係者、また、社会改革者たちが力を入れた主要なものに、既婚女性財産法案、婚姻訴訟法、離婚訴訟法の議案の通過があった。近年、ジェンダー史および家族史からのこの方面の研究は進んでいるが、両者は異なった結論の方向を出しているというのが、発表者の考えであり、その点に踏み込んで実際の裁判記録を見て結論を出そうと努力をしている。

別居による婚姻解消を勝ち取るには、「姦通」「虐待」がほとんど唯一の訴訟の根拠であった。発表者は、教会裁判所の「姦通」訴訟、「姦通」と「虐待」を兼ねた訴訟に注目したのである。ここでは、「妻は、原告・被告として訴訟に参加することが可能であった。」という、興味深い強調をしているところからも、発表者の関心の持ち方に説得力を感じる。

「法廷で何が起こっていたのか」、という発表者の疑問解明のために使用するのには、3種類の史料である。第一は、カンタベリー大主教管区の上訴裁判所、アーチ裁判所における1660年から1800年の「姦通」と「姦通」・「虐待」の訴訟に関する記録。第二はロンドン主教裁判所に持ち込まれた、同種類の訴訟で重要と思われるもの。第三は両裁判所の弁護士(アドヴォケイト)一審理に加わり、裁判官の前で、弁論を行う6人のノートとメモを使用し、裁判の進行、結果と照らし合わせ、分析する。アドヴォケイトの手稿は、発表者が

独自の勢力的な調査により発見した、今まであまり用いられたことがない貴重な史料である。

この教会裁判の事例の中で、被告である妻が「反訴状」を出し、アドヴォケイトを使って示談にまで進めていく、その結果、妻が夫からの経済的な援助「扶養料」の権利を勝ち取ることになる経緯の説明は、まるで、推理小説を解読しているような面白さだった。被告である妻が、訴訟を示談に持ち込むことは、「彼女たちがとりえる戦略」に成功して、当時難しかった別居訴訟に勝つことだった。夫に訴えられた妻が、「反訴状」を出し、いかにその弁護士がカードゲームを有利にしながら、示談にまで持ち込んでいったかの事例を検証する。結論では、「訴えられた妻がどの程度、訴訟をリード、あるいは、コントロールできたのか」に注目し、訴えられた妻が「夫に離婚を請求する」と反訴状にいて、実際には離婚訴訟を勝ち取った事例の過程をも紹介する。一概に妻が被害者ではなく、夫よりも巧妙に動き、夫に正当に別居による婚姻解消を示談、訴訟によって認めさせた例である。

だが、「妻は圧倒的に不利な立場にいたのか」という疑問に対する発表者の、やや否定的な答えはあまりにも性急すぎると思われた。このような別居による婚姻解消はいわゆる、一握りの最上流社会(称号保有者)の妻の勝ち得たものだったこと、たとえ、勝訴率が妻の方が高かったとしても、また、虐待のみで勝訴したのも、それほどひどい事例(虐待に生命の危険を伴う、性病など)であったと考えると、ダブル・スタンダードは必ずしもなかったのではないかという解釈も、すんなりとは納得しがたい。文学では、例えばブロンテ姉妹の作品の中に、教会裁判などに関わることなく、こっそりと隠れ住んでいる紳士階級の妻と子供の別居の悲痛さが描かれている。女性が有利に運んだ「ごくまれな」訴訟というものを「妻が不利ではなかった」と受け取るためには、まだ、まだ、あらゆる資料に精力的にあたる必要があろう。よい研究を完成させてほしいと期待する。



【赤松報告へのコメント：その2】

離婚訴訟を18世紀社会史から考える

松塚俊三

赤松さんは今回、カンタベリー大主教管区の宗教裁判所であるアーチ裁判所史料(1660-1800)の中から離婚訴訟(「姦通」訴訟161件、「姦通と虐待」50件)および弁護士のノート进行分析し、18世紀における離婚訴訟の実態を解明した。分析から明らかにされた夫と妻の法廷における力関係は、家族史や「女性史」のこれまでの評価に修正を迫る新鮮なものであった。原告である夫の品性や性的評判が重要視されていたこと、訴訟が原告と被告双方の「名誉」を重視するシステムであったことが示された。また、従来、女性からの離婚訴訟には夫の「姦通」に加えて「虐待」が必要であり、二重の「負担」不利益を強いられていたと考えられていたが、実際には、こうしたダブル・スタンダードは再検討されるべき余地が大きく、妻たちがジェンダー化された法体系をいかに巧みに利用していたかが明らかにされた。

実証水準の高い研究に対して具体的な問題点を指摘することは筆者の能力に余る。私にできることは報告を敷衍すること、つまりはジェンダー史ではなく18世紀社会史として問題を考えることだろう。興味深い報告に触発されて考えたことをまとめると、おおよそ以下の三点になる。

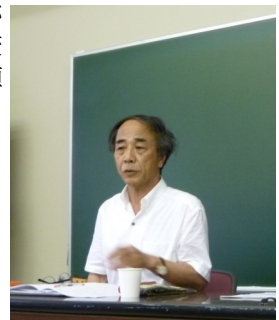
(1)アーチ裁判所は「特別教区」や弁護士の少ない遠隔地などからの訴訟を直接受け付ける裁判所であったが、制度的にはカンタベリー大主教管区の上訴裁判所であり、その下にあった22の主教管区裁判所の頂点にある裁判所である。まずは、これら下位裁判所を含めた宗教裁判所全体の歴史的な位置づけ、変遷を概観しておく必要があろう。アーチ裁判所は1660年代から18世紀の初頭まで、離婚訴訟だけでなく、十分の一税や安息日遵守、遺言検認をめぐる争いなど、宗教・道徳に関する包括的な訴状を処理してきた。原告も貧民を含む幅広い社会層からなっていた。また、裁判所は原告からの訴えを受理するだけでなく、自ら告発する機関でもあった。

しかし、18世紀の20・30年代を境に、裁判所の性格は大きく変化した。次第に富裕層を中心とする婚姻・離婚裁判に特化してゆく傾向をはっきりと見せるようになった。なぜこうした変化が起こったのだろう。その背後にどんな社会変化があったのだろう。下位の主教座裁判所の記録まで含めて考察することは物理的にも困難であるが、是非とも考えてみたい課題である。この分野の開拓者でもあるローレンス・ストーンも、課題を提示するにとどまっているように思われ(ローレンス・ストーン『離婚への道』)。考えられるのは、婚姻許可証を高値で売りつける裁判所の腐敗、1689年の寛容法の制定、社会の世俗化、急激な都市化にともなう共同体的結合の弛緩と匿名性の増大、これらの結果としておこる社会的評判・名誉の観念の変化などである。歴史学は漠然と課題を追っかけるわけには行かないが、さりとてこうした問題領域に眼をふさぐわけにも行かない。たとえ実証が困難であろうと、見通しが要るように思われる。最近読んだキース・トマス(川北稔訳)『生き甲斐の社会史—近世イギリス人の心性—』(昭和堂、2012年)の中にも、おもしろい指摘を見つけた。キース・トマスは名誉の観念の衰退を人間の社会的諸活動のシステム化＝「非人格化」をその理由に挙げていた。18世紀の後半以降、アーチ裁判所の扱う訴訟が上流階級の婚姻訴訟に特化する傾向を見せるのも、こうした社会の大きな変化とともに考

察されねばならない。社会全体の宗教離れ、もしくは問題の個人化の中で女性たちが訴訟の主体として戦略を駆使するたくましい姿も浮き彫りになる。あるいは逆説的な表現になるが、アーチ裁判所の審理過程そのものが非人格化＝システム化し、その分したたかな人間模様が精彩を放ってくるのかも知れない。さらに、これらの問題は下級の主教管区裁判所の性的評判をめぐる誹謗・中傷裁判の研究とも深くかかわってくるだろう(L. Gowing, R. B. Shoemaker, D. Winch)。

(2)裁判資料をジェンダー史の観点以外の視角から読み説く上でもう一考えてみたいのは訴訟制度と儀礼の関係である。男と女の問題に限らず、人は規範システムの中に割れ目や隙間を見出し、さまざまな形で折り合いをつけてきた。裁判に訴えるか、示談に持ち込むか、あるいはシャリヴエリのような荒っぽい儀礼でもって「方をつける」か、はたまた暴力で解決するか、多様な選択枝が用意されていた。最近の研究が示すように、暴力は訴因の要件であるとともに、それ自体が問題の解決手段でもあった。今回は取り上げられなかったが、19世紀の20・30年代にピーク(史料上)を迎える「女房売り」の儀礼についても併せて考えてみる必要があろう。民衆は常に離婚と再婚を同時に行う『女房売り』に頼っていたわけではなく、アーチ裁判所同様、示談に持ち込むケースが多かった。あるいは誹謗・中傷裁判を通して離婚や再婚目的を果たそうとしたのかも知れない。法的な裁判制度と暴力をも含む広い意味での儀礼による解決は、いつの世もどちらに転ずるかわからない、あいまいな領域を共有していたと考えられる。アーチ裁判所に登場してくる上流社会もその裾野に広がる民衆の世界も多様な選択枝を用意していたことに変わりはないだろう。

(3)今回の報告の中で報告者の赤松さんは「姦通」訴訟における性的罪の重さは両性においてほぼ同等であり、「姦通」および「姦通」と「虐待」の両方を理由に夫を訴える女性たちの勝訴率の高さを第一級の資料を基に明らかにした。また、ダブル・スタンダードや父権についても、これまで歴史家が考えてきたほど確固たるものではなく、女性たちがジェンダー化された法を逆手にとって目的を達成してゆくしたたかな姿が明らかにされた。確かな史料に基づく論証はそれだけでも瞠目に値する。しかし、この点についても18世紀社会史として敷衍してみたい衝動にかられる。ダブル・スタンダードに対する歴史家の思い込みの強さに修正を迫る動きは18世紀都市史研究にも散見される。瞥見の限りでも、ギルドにおける女性の地位の確かさ、経済危機の衝撃を吸収し、変化に柔軟に対応する女性たちのたくましさ強調する研究は少なくない。私自身が研究した戦間期の避妊についても、ジェンダー化された規範、「女らしさ」を逆手に取り、男たちを彼女らの期待に副わせてゆくしたたかな「戦略」が見られた。ダブル・スタンダードが女性の歴史にもたらした荊棘に変わりはないが、今後、さまざまな領域で再検討が進むだろう。



【報告を終えて】

ドクタズ・コモンズにおける「姦通」訴訟と18世紀イングランド社会
—今後の研究の方向性として—

赤松淳子

今回の報告では、「法廷紛争」という視点から、18世紀のドクタズ・コモンズの「姦通」訴訟における妻と夫の間の「力関係」について考察した。同訴訟においては、妻は夫に比べて圧倒的に不利な立場にあった、とする従来の見解を再検討し、「ダブル・スタンダード」がどの程度、法廷ではたらいっていたのかを明らかにする試みであった。

今後の方向性として、次の二点が考えられる。ひとつは、「法廷紛争」のあり方を、さらに掘り下げていくというものである。会場からは、姦通訴訟と「財産分与」の関係についてのご質問を頂いたが、これは訴訟の本質にかかわる問題であると思う。原告と被告が当初から示談を視野に入れ、法廷を「交渉」の場として利用していた可能性はある。ローレンス・ストーンは、17世紀から18世紀におけるアーチ裁判所の婚姻訴訟の利用者層は、裕福な中間層・上流階層であったと論じている。かつては、庶民層を含んでいたものの、その数は18世紀末にはごく少数となった(L. Stone, *Road to Divorce*, Oxford University Press, 1990.)。同時期、他の婚姻訴訟(虐待、婚姻契約、婚姻権回復訴訟など)の件数が減少するなかで、18世紀後半に姦通訴訟が増加傾向を辿ったのも、同訴訟が有産層の財産分与を動機として起されていたことに起因するかもしれない。訴訟当事者たちが、教会裁判所と並んで、婚姻財産を管轄とする他の裁判所(例えば大法官裁判所など)で訴訟を起していなかったかどうかを追跡する必要があるだろう。さらに、示談の内容を記した史料も今後、積極的に発掘していかなければならない。

二つ目の方向性として、ドクタズ・コモンズの「姦通」訴訟を18世紀イングランド社会との関係性において位置づける必要がある。ドクタズ・コモンズの「姦通」訴訟は、夫が妻の姦通相手に損害賠償を請求する目的で起された、世俗裁判所における「姦通」訴訟と並んで、しばしば当時の新聞、パンフレット、雑誌において取り上げられていた。18世紀後半のメディアの消費者層にとって、上流層の姦通事件は、娯楽の対象であると同時に、同層の婚姻のモラルの退廃に対する嘲笑、攻撃となって意識化された問題であった。分析対象期を19世紀の前半まで拡張するなら、キャロライン王妃事件、ならびに民衆の「離婚」儀礼である「女房売り」の報道にまで踏み込んだ、より「全体性」を意識した視点が必要になってくる。上流層、庶民層の婚姻の破綻をめぐる公的パフォーマンスとその意味、ならびにメディアの言説が、中産層の婚姻観にどのような影響を及ぼしたのかという問題を含め、検討していく必要がある。

18世紀の人々は、婚姻の破綻に対処するにあた

り、ドクタズ・コモンズの法廷にどの程度有効性を見出していたのだろうか。16世紀から19世紀を対象としたブライアン・オースウェイトの研究(R.B. Outhwaite, *The Rise and Fall of the English Ecclesiastical Courts, 1500-1860*, Cambridge University Press, 2006)は、教会裁判所の衰退を描きつつも、名誉毀損などの個人間訴訟においては、その機能を存続しえたと主張している。イングランド全体の教会裁判所において、婚姻訴訟は少数であったものの、ドクタズ・コモンズにおいては、主要な訴訟であった。そして、これまでの研究が指摘しているように、多くの女性が証人としてのみならず、当事者としても訴訟に参加していた。アーチ裁判所を例にとると、虐待訴訟と姦通訴訟を合わせた場合、原告の63%は妻から起された訴訟であった。「姦通」訴訟に関して言うならば、たとえ、妻が被告として訴えられても、弁護士を利用して、夫の訴えを退けたり、示談に持ち込むようなシステムが存在したことは、裁判所が既婚女性の法的利益に配慮する柔軟性をもっていたことを示唆しているのではないだろうか。とはいえ、会場からも指摘があったように、裁判所に訴えることは、最後の手段であり、大半の男女は「非公式」の手段を用いた。婚姻の破綻に際して、ドクタズ・コモンズの弁護士よりも、家族や友人の仲裁があてにされていたと考えられる。

「姦通」に対する裁判所の態度は、社会全体のそれと一致するわけではない。報告では、妻と夫の「性的罪」の重さが、法廷では大差なく扱われた、という仮説を提示したが、一般的な社会慣行との間にはズレがあった。しかし、同時に、18世紀の間に、人々の「姦通」に対する心性が、徐々に変化していったことは、ストーンをはじめ、近年のデヴィッド・ターナーやジョアンナ・ベイリーの研究も指摘しているところである。このような観点から、法廷と社会の関係のダイナミズムを分析することが課題となるだろう。



【女性史の取り組み—福岡からの情報発信】

戦争体験集『あなたにバトン』をまとめて

井上洋子

高田実先生から思いもかけぬ要請を受け、第18回JWHN研究会で表記のテーマで話をする機会を頂いた。ここでは刊行に至る経過を述べさせて頂くことにしたい。

発端は私自身の、1945年6月19日夜半の米空軍による福岡空襲で自宅が全焼した被災体験である。その体験を語り部として公民館や小学校で話すことを依頼され、福岡市の資料『福岡市史』で空襲被害状況記録を調べる機会があった。そこで、被害統計の数値が極めて杜撰であることに気付いたのである。焼失した私の家があった当仁小学校区のほか、明らかに焼失地域を含む他の3つの校区の被害数値が抜け落ちていて、追加調査もされないまま資料に残されていたのだった。

短大に在職していた私は2005年から仕事が若干軽くなったので、公的資料から脱落していた当仁校区内の焼失戸数の調査を思い立った。60年前同区内に居住していた同窓生に調査主旨の手紙と校区全域の地図(地元図書館で見つけた昭和13年の住宅地図)のコピーを送って、記憶にある焼失住宅をチェックしてくれるように依頼した。多くの同窓生や周辺の方々が協力して下さり、市の統計になかった当仁校区内で少なくとも688戸の焼失が明らかになった。調査結果は福岡市史編纂室に提出し、『市史研究ふくおか第2号』(2007)に掲載された。

この活動を始めた頃、同窓生の1人から、戦時中女子師範学校(校区内)の寮生だった親戚の女性が、寮も学校も焼夷弾で炎上する中を全員手をつないで逃げた体験を書いた文集を、参考になればと提供された。筆者は戦後小学校教師となり結婚退職後は育児と家事、両親の介護に明け暮れ、自身の病気も抱えて高齢期を過ごしているとのことだったが、その文集では空襲時の情景が活写されており、このように戦争体験を克明に書いた女性たちの文集は、統計的資料がもはや入手不能となったこの時代の歴史資料として有効ではないか、という思いに至ったのである。そして女性による戦時の記録を収集して公的な機関によって保存される必要があるのでは、とも考えた。

親しい友人にこの思いを伝えて賛同を得、2009年に5名の世話人で「第2次世界大戦前・戦中・戦後の福岡の女性の体験を明日に伝える会」を立ち上げた。提供された文書の保管・管理を委託する場所として福岡県男女共同参画センターあすばるに相談して、数回の折衝の結果その図書室に受け入れてもら

うことになった。

趣旨を述べたチラシを多方面に配布して体験文の提供を呼びかけた結果、個人文集よりも、むしろ新たに執筆された原稿が徐々に集まり、高齢女性からは「伝えたいことは山程あるが書くことが困難」との電話が相次いだので、訪問して聞き取りも行った。送られた原稿には400字詰め用紙36枚に及ぶものもあり、いずれにも女性の歴史で過去に例を見ない体験が、今後絶対に戦争を許すな、という熱情と共に綴られていた。これらに目を通した私たち世話人は、図書館に原稿のままを収蔵するだけでなく、もっと多くの読者に読んでもらえるように原稿と聞き取りを1冊の本にして出版し、希望者に頒布しようという新しい方針を決めた。

そして2010年8月に『あなたにバトン—戦前・戦中・戦後の福岡の女性たちの体験記』(B5版363頁)800冊を刊行した。この中に自らの空襲、引き揚げ体験の記録67篇(聞き取り15篇)と筆写した義母の日記1篇とを8節に分けて編集し、提供された個人文集と複数女性による文集、自費出版の書籍および各種資料の合計80件については、各件に100字ずつの解説を付けた目録を作成し、巻末に加えた。完成後は購入希望が多く、2ヶ月後と半年後に各400冊増刷した。

この活動に協力したいと多額の寄付も頂いたので、主要な公立図書館ほか、県内の大学・短大、高校、そして執筆者居住地の中学の図書館にも寄贈することが出来た。若い世代の読者がバトンをしっかり受け取ってくれることを願っている。



【ロンドン通信】

Women's Libraryのゆくえー LSEへ移設決定！

竹内敬子

このニューズレターの読者の多くは、ロンドン東部、イースト・キャッスル・ストリートにあるウィメンズ・ライブラリー (Women's Library) を一度は訪れたことがあると思います。ウィメンズ・ライブラリーはイギリス女性史を研究する者にとって、資料・史料の宝庫です。前身は、フォーセット・ライブラリー (Fawcett Library) で、私は、大学院生の頃にご指導いただいた岡田興好先生から「ロンドンに行く機会があったら、是非、フォーセット・ライブラリーに行きなさい」と教えていただきました。1980年代の半ばに初めてロンドンを訪れた際、フォーセット・ライブラリーを訪ね、以来、何度も足を運んでいます。

この図書館の魅力は、資料・史料の豊富さもさることながら、そこを訪れる研究者たちとの交流や、司書の方からのサポートです。資料が出てくるのを待つ間や、ロッカーの前などで、他の研究者の方と言葉を交わす中で、刺激や研究のヒントを得ることも多いです。私は、サフラジェットが獄中で看守から隠れてトイレットペーパーに書き記した記録を読んでいる、という研究者に会ったことがあるのですが、その時は、歴史研究の奥深さに衝撃を受け、そして、そんな史料まで保存され、それがウィメンズ・ライブラリーに所蔵されていることに感動しました。

このような私たちにとってかけがえのないウィメンズ・ライブラリーが閉鎖の危機に瀕している、というニュースと我々として何かすることは出来ないのだろうか、という問題提起が河村貞枝先生から事務局に寄せられました。かねてより、ロンドン・メトロポリタン大学は、コスト削減のためにこの図書館を手放すことを検討していたのですが、2012年3月、理事会は、ついにこの図書館を手放す決定をした、というのです。

2011年9月のWomen's History Networkの第20回大会の会場として、ウィメンズ・ライブラリーが選ばれた理由のひとつは、この動きとも関連していました。分科会の会場のひとつとして私たちがいつも資料・史料を閲覧する、Reading Roomが使われました。総会では、ウィメンズ・ライブラリーが閉鎖の危機にあること、それを防ぐためには、何よりも閲覧者を増やすことが重要であること、是非ともこの図書館を頻繁に利用して欲しいことが訴えられました。今振り返れば、その訴えの深刻さをよく理解出来ていなかったことが悔やまれます。

昨年、ロンドンで学外研修中に知り合った研究者から、その後、いくつかの機関が蔵書の引き受けを申し出たものの、蔵書が分散されてしまう危険もある、というような情報も入っていました。が、結局、LSEに移設されることが決まりました。新しい閲覧室や展示スパー

スも設置されるそうです。スタッフもLSEに引き継がれるそうなので、専門司書からのサポートも引き続き受けることが出来ます(ただし、スタッフ全員の継続雇用が確保されたのか否か、同じ処遇での雇用か、などは不明)。

この夏、ロンドンに行かれた香川せつ子さんや高田実さんからも、色々情報をいただきました。現在は、ウィメンズ・ライブラリーは平常どおりに開かれているようです。この後、引越しなどで一時的に利用が出来なくなるかもしれませんが、2013年中には、Women's Library@LSEがスタートする予定とのことです。

資料・史料の分散は避けられたこと、ウィメンズ・ライブラリーのアイデンティティの確保にLSEが配慮をしていることは喜ばしいことです。しかし、LSEへの移転により、研究者以外の愛用者が利用しにくくなること、コミュニティに根ざしたさまざまな活動のセンターとしての役割が消失してしまうことなどへの懸念も指摘されています。ウィメンズ・ライブラリーのアイデンティティを守っていくのは、われわれ利用者の意識にかかっています。今後とも動静を見守りつつ、必要な場合には声をあげていくことが必要だと思います。

The Women's LibraryのHP内の“Future of the Women's Library”:

<http://www.londonmet.ac.uk/thewomenslibrary/support-us/stwlpagc.cfm>

Women's Library@LSE:

<http://www2.lse.ac.uk/library/news/Womens-Library.aspx>



7月1日は福岡大学人文学部の社会科学習プログラムと共同で現地見学にでかけました。それについて、学生たちが書いてくれたレポートを2点掲載します。

【現地見学：その1】

フィールドワークに参加して

古藤あやめ

私は7月1日に社会科プログラムの一環で今回の田川市、飯塚市でのフィールドワークに参加した。私は今まで福岡県に住んでいながら田川市や飯塚市には全く行ったことがなかった。そのため場所さえもよくわからなかったうえに、かつてそこが炭鉱で栄えた町であることさえもぼんやりとしか知らなかった。また炭鉱や炭坑夫についてもあまり知らず、関心さえもなかった。

午前中には無窮花堂を訪れた。その後、旧伊藤伝右衛門邸を訪れた。伊藤伝右衛門は著名な炭鉱経営者であり、この建物は彼の本邸である。私はあまりの庭園の広さとその建物の豪華さに驚いた。庭園には池や橋があり、現在であっても大変贅沢な造りである。庭園だけでなく家の中も迷路のように広く、迷いそうなほどであった。広いだけではなく、おそらく当時では最新のものだったであろう様々な設備も多く備えられていた。

午後には、2011年の5月にユネスコの「世界記憶遺産」に登録されたという山本作兵衛の炭坑での様子を描いた絵を見たことで、その様子などを知った。ユネスコの世界記憶遺産に登録されたことは様々なニュースで聞いていた。しかし、実際どのようなものだったのか全くその時は気に留めておらず、このときに初めて見る事ができた。私はその絵を見て、午前中に見た伊藤伝右衛門邸とのギャップに驚いた。経営者である彼は、華やかで優美な何も不自由のなさそうな生活を送っているように私は感じた。しかし、その一方で炭坑での労働者らは、暗く、安全の保障されない場所で常に危険と隣り合わせで働いているのだ。その上、彼らは決して豊かな生活をしていたとはいえなかった。家も労働者らは長屋に居住し、トイレなどを共同で使用していた。また厳しい監視の下におかれ、逃げ出すことなどできない大変厳しい環境であったように思う。このような両者のギャップは印象的であった。

このフィールドワークの中で一番印象に残っていることは、西村ミツヨさんの話である。ここま

で博物館や資料館などで見てきたような現状を体験した人がいるということは、話を聞くまであまり現実味がなかった。しかし、西村さんの話を聞くと、かつての日本には悪条件である炭坑で働き、死と隣りあわせで仕事をしている人たちがいたということにより現実味を持って感じる事ができた。私はフィールドワークに行く前に、大学の講義でジェンダー(社会的につくられた性)とセックス(生物学的性)について学んだ。その講義の中で職業に関しても様々な考察を行った。その講義の中で、現代の話となるのだが、工事現場や力を使う重労働はやむを得ず男性の仕事となり、女性はそういった仕事に自分から進んで就職することや、企業により配属されるなどという少ないだろうという話が出た。男女平等という考えは重要であると思うが、やむを得ない男女不平等もあるというように私は考えた。しかし、西村さんの話で男女同じ仕事を当時こなしていたと聞き大変衝撃を受け、印象に残った。炭坑の中で男性さえ重労働であろう仕事を女性もこなしていたということは、大変体力的にも精神的にもつらかったであろうと感じた。

今回フィールドワークに参加しなければ、私は炭坑で起こっていたことや、そこで働く人らのことなどについて考えることはなかったかもしれない。このフィールドワークを通して、炭坑を通し様々なことを考えることができ、参加したことに意義があったと思う。私同様に、今の大学生は炭坑で何が起こっていたか知らない人が多数だと思う。ユネスコの世界記憶遺産に登録されたことを通し、このことをより多くの人が知るきっかけとなればいいと思う。



【現地見学：その2】

炭鉱の町を訪ねて

永利優樹



今回、私は社会科学学習プログラムの一環として福岡の筑豊地方の炭鉱にかかわる場所を巡るフィールドワークに参加した。私がこのプログラムに参加した理由は、日本史を学ぶ身としてエネルギー供給地として一時代を築いた筑豊炭鉱の歴史を知りたかったためである。私は福岡出身であるが、恥ずかしながら筑豊の炭鉱のことについてはほとんど知らなかった。それどころか、高校時代に炭鉱について学習した記憶すらなかった。私の記憶違いだろうか今回改めて高校日本史の教科書を改めて読みなおしてみたが、石炭から石油へのエネルギー転換が進んだことしか触れられておらず、かろうじて補足部分に三池争議と炭鉱の閉山が取り上げられているにとどまっていた。私は炭鉱についてももう少し記述があってもよいのではないかと感じずにいらなかった。

今回のフィールドワークでは朝鮮人の無縁仏を追悼する「無窮花堂」や法光寺にある「寂光の碑」に向かった。朝鮮から強制連行され、炭鉱で働かされた人々の遺骨が終戦から60年以上たったいまでも無縁仏のまま安置されているという実態に愕然とした。

次に向かった「伊藤伝右衛門邸」ではその邸宅のスケールの大きさと綺麗に整備された庭に圧倒された。当時、炭坑から採掘される石炭が「黒いダイヤ」といわれる所以がこの邸宅の様子から十分にうかがえた。

「田川市石炭・歴史博物館」では、炭鉱での作業の様子や作業で用いられた道具などを拝見することができた。

最後に訪れた「鞍手町中央公民館(石炭資料展示場併設)」では実際に炭坑で働いておられた元炭鉱婦の方から貴重なお話を拝聴する機会を得た。その場で語られていた内容は我々の想像を絶するほどの危険な仕事内容などだった。男性も女性も炭坑という厳しい環境の中、必死に生きてきたことがわかり、私にとっても貴重な経験となった。

その元炭鉱婦の方のお話の中で、一つ私にとって興味深いことがあった。それは国内初のユネスコ世界記録遺産に登録された山本作兵衛氏の「山本作兵衛記録画」についてである。山本作兵衛氏の炭坑記録画のことを尋ねられた元炭鉱婦の方は、「私が働い

ていた炭坑では記録画とは違った部分がある」という趣旨の回答をしておられた。山本作兵衛氏の炭坑記録画には、大正から昭和初期にかけての炭坑の様子が描かれているが、今回のお話は第二次世界大戦末期の様子を元に語られていた。私はこの山本作兵衛氏の描いた炭坑記録画と元炭鉱婦の方のお話の違いに着目した。

山本作兵衛氏の炭坑記録画も元炭鉱婦の方のお話もどちらも現実に起こった事実であるということは事実であるし、そこに疑いの余地はない。しかし、山本作兵衛氏の炭坑記録画は前述したようにユネスコ世界記憶遺産に登録されたことで日本中にとどまらず世界中から注目されるようになった。一方、元炭鉱婦の方のお話を知ることは拝聴する機会を得た我々など、ごく一部の人々に限られてしまう。この状況では「炭坑＝山本作兵衛氏の炭坑記録画」という認識を持たれる方がいても不思議ではないだろう。しかし、その認識は元炭鉱婦の方のお話という観点から見ると、すべてを網羅しているとはいえないものとなってしまうのである。

このように、今回のような炭坑の記録だけではなく歴史というものはその出来事をどのような観点から見るからによって、解釈の仕方も異なってくるということがいえる。そのため、一つの観点からだけで歴史上の出来事を解釈するのはとても危険なことであり、さまざまな観点を通して歴史上の出来事を解釈する必要があるのである。

炭鉱の歴史が正しい形で、風化することなく伝えられていくためにも、私達はさまざまな観点を通して見た歴史を後世に伝えていく責任があるということを今回のフィールドワークで学んだ。



【リレー討論】 いま、女性史に問われているもの ー第5回ー

「ジェンダー史」という到達点？

石井香江

早いもので、リレー討論も第5回目を迎えました。前回の林さんの問題提起に刺激されて、石井さんも重要な論点を提示されておられます。10回目まで到達したら、中締めとして、これまでの論点を集めて、みなさんと議論してみることも必要かと考えております。

今回、「いま、女性史に問われているもの」について語るなど大それたテーマの原稿執筆の依頼を受け、日本の女性史研究の最前線を走ってこられたイギリス女性史研究会の錚々たる先輩方を前に、道半ばの者として何を語るのだろうと正直躊躇した。しかし、「自分を『女性史』という狭い枠の中に閉じ込めて安心してしまおうのではなく」「自分の研究対象のダイナミズムから、もっと謙虚に学ぶべき」という、林さんの力強く挑発的なご意見に触発され、この提起を真正面から引き受けたい訳にはいかないと筆をとることにした。

ここでは「日頃、論文のなかで、必ずしも明示的に語られているわけではない」ことを率直に語ってもよいようなので、「女性史」に対する私の立ち位置を明らかにしておきたい。そこで、先ず私がこの世界に足を踏み入れた経緯を簡単に振り返ってみる。私は1972年に団塊世代の母親とその前の世代の父親の長女として埼玉県に生まれ、小学校から大学までを東京で過ごした。生れ落ちた時代も場所も家庭も学んだ学校(全て国公立の共学校)も比較的リベラルであったといえる。「女の子だからこうなさい、ああしなさい」と言われることのほとんどなかった実力主義の世界で私が最初にぶつかった壁はサッカーだった。小学校時代にサッカー少女だった私は、試合中に我を失い言葉遣いが悪くなることがあり、それを女の先生に「女の子なのに」と怒られたことがあった。怒られた理由が私の人間性でも何でもなく、自分の努力で変えることのできない性別であったことが、唯一苦い記憶として残っている。身近に女子チームもなくサッカーを継続できなかったからこそ、最近のなでしこ

ジャパンの活躍は喜ばしい。しかしその一方で、私は一つ前の世代の運命とも隣合わせに生きていた。母は私の誕生を機に仕事を中断し、一時的に専業主婦になったのだが、「仕事の鬼」であった父が病死したのを機に、仕事を再開することになった。フェミニズムという言葉はもちろん男女差別という概念こそ、小学生だった当時の私は知らなかったが、仕事と家事・子育て他の両立に奮闘し、身体的にも精神的にもギリギリだった母親の姿は、紛れもなく私の現実世界の多くを占めていた。パイオニアの世代である女性達に比べ、私が恵まれた環境の中で育ったのは事実であるが、私もまた母親の苦労や痛みをあたかも自分の一部であるかのように共有していたといえる。その苦労や痛みが何に由来するのだろうかという、分析的な思考を身につけられるようになったのは、アドリエヌ・リッチの詩と思想に出会い、「女性史」を叙述する意味について考察する卒業論文を執筆していた頃のことだった。当時所属していた社会思想史のゼミで、自分の生活世界から遊離した抽象的な話に親しんでいた私にとって、それまで全く意識してこなかった「女性」という切り口で、歴史の古層を掘り起こす作業は驚くほど刺激的で、目から鱗が落ちるような新鮮な経験を幾度もした。

しかし、それ以前に比べればリベラルな時代を生きていた私は、身近に経験してきた母親の抱える苦労や痛みを、女性に限った問題として理解できるのかという疑問も持っていた。そこで私の念頭にあったのは、私が実際に見聞していた一枚岩ではない女性の多様性(年齢・学歴・エスニシティ・社会階層・配偶関係・性的志向など)であった。立

場の違う女性同士の利害が常に一致するわけではないのは当然である。また、シングルマザーと対になるシングルファザーというもう一つの存在も常に気になっていた。男性でも死別や離婚をして子どもを一人で育てることになった場合、フルタイムの仕事を継続するのは困難である。その結果、転職せざるを得ない状況に追い込まれ、収入が激減することも珍しくない。男女を問わず、一人の人間を長時間拘束するような働き方や、それをよしとする価値観や職場慣行が根強く存在する限り、家族などからの物的・人的支援なくして、仕事と家族生活とが上手く両立するはずがない。

「女性の多様性」と「女性と対の関係にある男性」という視点は後に、修士論文で戦間期ベルリンを舞台にしたセクシュアル・マイノリティのサブカルチャーと刑法改正運動を発掘することに、博士論文で電話交換手・電信技手の性別職務分離過程を日独で比較研究することに繋がっていった。そしてこの博士論文を執筆する頃に、「ジェンダー史」を執筆することを私は明確に意識するようになっていた。それは現に存在する「女性」と「男性」の差異を曖昧なものとし、性別による差別を不可視にするためでは決してなかった。長く女性職であった電話交換手をよりよく理解するためには、コインの裏表として存在していた、長く男性職であった電信技手の検討が不可欠だったからである。私などがここで繰り返すまでもないが、「ジェンダー」は男性と女性の別をたんに生物学的な差異としてとらえるのではなく、男性と女性を取り囲む社会的な諸条件によって、もともとあった生物学的な差異に特定の意味やイメージが付与されることで、当初は大きいものではなかった差異がますます広がり、それが社会的な帰結をもたらすことに注目する。たとえば、男性は筋骨隆々で女性は筋肉の少ない柔らかい身体をしているという一般的傾向を自明の前提とし、力仕事を男性に、力を要しない仕事を女性に任せることが常態化することで、男性と女性の仕事が相互乗り入れする可能性を閉ざすことにもつながりうる。もちろん、(ある特定の社会階層などに限定した)「女性」にこだわり、女性の世界を「解放史」的視点のみならず、多方面から厚く記述するという方向性を

私は否定しない。ただ、職業が性別を軸に分離するダイナミズムを跡付ける際には、「ジェンダー」という概念が本領を発揮するのだ。また付け加えるなら、ドイツの事例をよりよく理解するために、私の射程は同時代の日本へと広がった。最初から「国民国家という枠組みを超えた歴史叙述」を意識していたわけではない。林さんの表現をもう一度使わせてもらえば、私は「自分の研究対象のダイナミズム」から学び、その結果、研究の射程を次から次へと広げざるを得なかったのである。このように、研究者は各自の問題意識に即して、「女性史」「男性史」「ジェンダー史」の方法を使い分けることにはなるが、互いに謙虚に学び、協力し合う道を私は模索したい。ただし、このように便宜性を優先する立場である限り、概念の持つ政治性を見過ごしやすいののは確かだ。

最近あるきっかけで戦後西ドイツの家族政策の変遷について調べるようになった。近年日本でも社会の少子高齢化に否応なく後押しされるかたちで、育児休業制度の見直しが図られている。その際、2007年に「両親手当」を導入した後、育児休業を取得する父親が増えたドイツの経験が肯定的に参照されることが少なくない。実はここに至るまで、西ドイツ時代には「母親休業」と「育児手当・育児休業」が相次いで施行され、家族のあり方や育児の担い手が誰かについてその都度社会で議論されてきた。この過程で「母親」に代わる新しい育児者として、「父親」に加え、「母親」と「父親」の双方を意味する「両親」がクローズアップされるようになった。一見すると好ましい変化だが、その背後でなされた政治的議論を詳しく吟味してみると、実は必ずしも喜ぶことのできない様々な政治的・経済的思惑が交錯していたことが分かる。これは多かれ少なかれ、「女性史」に次いで「男性史」「ジェンダー史」が登場した際にも確認できることなのではないだろうか。だからこそ、「ジェンダー史」を到達点として思考停止してしまうのではなく、自分の問題意識に即して常にその理由を問うこと、そして問題の性質によっては、思い切って「女性史」「男性史」に立ち返ること、あるいは、現場のダイナミズムから積極的に学んで新しい方法を模索し、方法論を鍛えていくことを、私は肝に銘じておきたい。

【書評】

バーバラ・チェイス＝リボウ著（井野瀬久美恵監訳、安保永子・余田愛子訳）
『ホッテントット・ヴィーナス―ある物語―』

奥田伸子

アメリカの作家バーバラ・チェイス＝リボウによる本書は、南アフリカ出身のコイコイ人女性「サラ・バールトマン」¹が主人公であり、同じ作者の他の小説、たとえば、『サラ・ヘミングス』、『大統領の娘』などと同様、「実在した人の創造された」自伝である。彼女は19世紀初頭、南アフリカから連れてこられ、ロンドンをはじめとしたイギリス各地およびパリで「展示」され、1815年末（小説では1816年元旦としている）にパリで病死後、人類博物館で解剖され、脳、骨格、性器は同博物館で展示された。彼女は生前と同様に死後も一種の「見世物」とされた。展示の背景にはコイコイ人女性の身体的特徴に起因した性的関心（欲望）とともに彼女を「猿ミッシング・リンク」と人間をつなぐ失われた環」（本書p.463）として考えた「科学的態度」があった。この展示が中止されたのはフェミニズムの発言力が増した1974年である。南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト廃止以降、彼女は「啓蒙時代の科学の偽善、人種主義、非白人女性に対する搾取、コイコイ・ナショナリズム」のアイコンとして位置づけられ、身体返還運動が行われた。2002年、南アに身体が返還され、8月に生誕地の近くの墓碑で彼女は永遠の眠りについた²。本書は、「サラ・バールトマン」の生前と死後を本人の語りを中心に、かかわった人の語りも交えながら構成する。彼女は自身の解剖の様子も含め、死後「展示物」としての経験をも語り続ける。人生の記録が（最良でも）断片的にしか残らない人々の声を聞く手段として、資料を読み込み、想像力を羽ばたかせた「創造」は歴史研究者にとっても示唆するところが大きい。

本書には井野瀬久美恵による詳細な解題があり、リンネの博物学を中心とした近代科学とジェンダー/セクシュアリティの問題、帝国＝植民地関係、声なき人々の語りといった重要なポイントが明快に示され、参考文献もあげられている。R.D.・オールテックの『ロンドンの見世物』第20章やアフリカ研究者による紹介があるとはいっても、必ずしも広く知られていない「サラ・バールトマン」の語りの世界を満喫するためには解題を先に読むのも一つの手段であろう。行き届いた解題に屋上屋を重ねる必要はない。20世紀イギリスを勉強する

ものとして、「サラ・バールトマン」を現代史の視点からどのように理解するかを考えてみたい。

チェイス＝リボウが本書を出版したのは身体返還直後なので、本書は予定調和的な結末を迎える。しかし、解題はパズリングなエピローグを紹介する。身体返還運動は確かに南アにおいて盛り上がりを見せたものの、ナミビア等周辺地域における類似の問題はほとんど注目されず、南アにおいても身体の帰還後急速に熱狂が冷めた、というのである。なぜなのであろうか。この疑問を考え、私は「サラ・バールトマン」が現代にも無数にいる、それゆえ、身体返還は彼女の旅路の終わりにはならない、ということに思い至った。ここでは、現代の問題の「サラ・バールトマン」を考えることによって、本書から発展する問題について考えてみたい。

本書と同時期に、イギリスの大衆紙 *the Sun* の記者の手によるネパールとインドを舞台にしたヒューマン・トラフフィキング（人身売買）の記録³を読んだ。犠牲となったのは、高いカーストに属するものの貧困な家庭に生まれたネパール人少女である。2000年ごろ、16歳だった少女は、良い職があると騙され、人身売買の犠牲になる。合意のないまま片方の腎臓を摘出された後、人身売買マフィアの一員の男性と強制結婚、妊娠中に夫に遺棄され、出産後、親族を名乗る男性に騙され、インドの売春宿に売られる。数か所の売春宿の間を子どもとともに「転売」された後、脱出に成功し、生家に帰り着く。生家より低いカーストの男性と結婚した（させられた）ために家には戻れず、カトマンズにある人身売買の犠牲者のためのシェルターに入った（ただし、家族とは密接に交流している）。確かにここには、人を見世物にし、死後も尊厳を踏みにじる形で展示するおぞましさはない。しかし、人間を取り換え可能な臓器の集合体として、性の対象としてのみ認識する、別のおぞましさがある。

奴隷貿易と呼ぼうがヒューマン・トラフフィキングと呼ぼうが、権力構造、経済構造の中で弱者や貧困な人々を、宗主国、「豊かな」国が強制的に移動さ

せ、利用することは奴隷貿易廃止後も行われてきた⁴。見世物と性的シンボルを求める「消費者」と「失われた環」を探す科学者が「サラ・バールトマン」を利用したように、性的奉仕を求める消費者と健康な臓器を求める裕福な病人、売買された臓器でも移植する医療者が貧しいネパール人少女を利用した。経済格差が理由となっている人の移動にはアジア内部における、あるいは東南アジアからの中東諸国への家事労働者も移動もある。こうした移動は表面上、自由意思に基づく国際移動である。しかし、母国での貧困は事実上移住を強制している。こうした状況下、2011年6月、サウジアラビアでインドネシア人家政婦が、主人を殺した罪によって、故国に通告することなく斬首刑となり、その動画がインターネットで流れるという事件があった。1年後の2012年6月15日付の『朝日新聞』は、死刑判決を受けた別の家政婦救出にインドネシア政府が動いたことを伝えている。記事は、救出された家政婦が死刑判決を受けた際「・・・私の遺体はどこに埋められるのか、できれば母国に埋めてほしいと祈った」と紹介している⁵。1991年にシンガポールで死刑になったフィリピン人家政婦フロー・コンテムプラシオン事件も有名である。冤罪である可能性が指摘されているにもかかわらず刑が執行され、国外で搾取・虐待を受けているフィリピン人女性家事労働者の象徴となった。1990年代以降、女性の国際移動への関心が高まり、グローバル経済と先進国の福祉体制の危機を背景にした移民の女性化やグローバル・ケア・マイグレーションが着目されるようになった。しかし、歴史を紐解けば女性の国際移動は連綿と続いてきたことがわかる。富と権力の偏在が、弱い立場の人々の半ば強制的な移動と移動先における肉体的・精神的・性的虐待を招いている。日本もその中の主要なアクターである。日本は古くは「からゆきさん」の送り出し国であり、1930年代国際連盟の調査団は日本の公娼制について調査を行なったし⁶、現代では人身売買を事実上容認しているとして国際機関や国際NGO、アメリカ国務省から批判されている⁷。

現代の世界にある半ば強制された人の移動、その上に成り立っている「豊かな国」の生活を考えたとき、私たちは「サラ・バールトマン」見物に押し掛けた19世紀初頭のイギリス人とどれだけ異なるのであろうか。現代版「サラ・バールトマン」を大量に生み出している国際的状况に目を向け、過去と現代との対話を行うことが必要であろう。アイコンとし

ての「サラ・バールトマン」が象徴する様々な問題は現代でも世界中で問題を提起しつつある。自分の周りにいる「サラ・バールトマン」とは誰か、何か、そしてイギリス史研究、ジェンダー研究を通してどのようなかわりが可能なのか、このような問題を考えながら読むことが可能な味わい深い一冊である。

1 本書評ではこの小説の主人公を括弧付きで表示する。なぜなら彼女は一般的にこの名前で知られているものの、これは本来の名前(出生にあたって名付けられた名前)ではなく、アイコン化された女性と彼女の経験の名称である。それを強調するためにこのように表記する。

2 「サラ・バールトマン」や身体返還運動については、楠瀬佳子による紹介がある。楠瀬佳子、「アフリカ女性のイメージの回復を求めて——文学と歴史の声に——」『神奈川大学評論』51号、2005年、同、「サラ・バールトマンを歴史に甦らせた女たちの声——記憶の淵からアフリカ女性の尊厳を取り戻す——」『多民族研究』、第1号2007年。

また、楠瀬は南ア出身の歴史研究者イヴェット・エイブラハムが「サラ・バールトマン」に関する研究で博士号を取得したことを紹介している。

3 Sharon Hendry, *Radhika's Story Surviving Human Trafficking*, New Holland Publishers, 2010.

4 19世紀半ば以降、ヨーロッパでは売春目的の少女の売買が行われていた。イギリスではジョセフィン・パトラーなどが問題視し、さらに1885年の新聞記事をきっかけに国際的な問題となり、第1次世界大戦後に設立された国際連盟もこの問題に取り組んだ。

5 『朝日新聞』2012年6月15日、朝刊、p.13.

6 小野沢あかね、『近代日本社会と公娼制度—民衆史と国際関係史の視点から—』、吉川弘文社、2010年。

7 日本では2005年6月の刑法改正で、「人身売買罪」が付け加わった(刑法226条の2)。



(法政大学出版局、2012年)、3800円＋税

【研究動向】

セクシュアリティ史研究の現在

林田敏子

レズビアン/ゲイ解放運動がはじまった20世紀半ば以降、それまで「秘匿すべき私的なこと」とされてきたセクシュアリティをめぐる問題は、さまざまな場で議論されてきた。セクシュアル・マイノリティによる語りは、ややもすれば興味本位に消費されがちであったが、ミシェル・フーコーの『性の歴史』以降、それらは学問というアリーナに押し出されていった。フーコーによれば、19世紀後半、「性は語るべき何物かに、強制的な様相をもつ言説装置に従って余すところなく語られる何物か」になった。しばしば誤解されることであるが、フーコーは、同性愛行為の厳罰化に象徴されるように、近代以降、性に対する抑圧が増したことのものを問題にしたわけではなかった。フーコーが重視したのは性にまつわる言説が量産された点であり、彼が解体しようとしたのは、性を「抑圧/解放」という二元的空間でとらえようとする発想そのものであった。

セクシュアリティとは近代の所産であり、それ以前にはセクシュアリティという概念そのものが存在しなかったといわれる。たとえば、古代ギリシアの市民男性の間に両性愛的傾向がみられたことはよく知られているが、彼らは現代でいうところの「両性愛」を、二つの異なる欲望としては認識していなかった。そこで重視されたのは、性愛の対象となる者の性別ではなく、性行為における能動性と受動性の区別であり、主に成人男性と少年との間で結ばれた同性愛的な関係は、男性市民のライフサイクルのなかに組み込まれていた。同性愛というものを概念化(異性愛から峻別)し、これをさまざまな形で問題化したのが「セクシュアリティの近代」と呼ばれるものであった。

セクシュアリティには、状態(指向/欲望)、行為、意識など複数の要素が含まれるため、その研究対象はけっして自明のものではない。セクシュアリティを「無定義概念」ととらえる上野千鶴子は、「セクシュアリティ研究とは、人々がセクシュアリティと呼び、表象するもの、そしてその名のもとで行為するしかたについて研究する領域」であるとしている。また、歴史社会学の分野ですぐれた研究成果を上げている赤川学は、セ

クシュアリティという概念を定義することで「その外延を確定してしまうよりは、人々がセクシュアリティという概念によって切り取ってきた意味の領域、生きられる現実が歴史的にどのように変化するか」に注目すべきであるとしている。つまり、普遍的かつ客観的な実体としてではなく、社会的・歴史的に構築された概念としてセクシュアリティをとらえようというのである。このように、セクシュアリティをコンテクストによって変化する流動的な概念にとらえるならば、歴史的アプローチがもつ重要性は指摘するまでもない。男同士の連帯をホモ・ソーシャルという概念で問題化したセジウィックの論を発展させ、近代ドイツでホモセクシュアルという概念が定式化される過程を描いた星乃治彦や、20世紀初頭のイギリスを舞台に、女性同性愛が可視化される過程とその背景を分析した野田恵子の研究は、セクシュアリティの歴史研究として高く評価できる。

筆者がとくに注目しておきたいのは、こうした同性愛の概念化が生み出す新たな排除や抑圧である。たとえば、イギリスで同性愛が問題化された当初、女性には男性と同等には扱われなかった。20世紀の初頭、性倒錯に関する研究で名を馳せたハヴロック・エリスは、同性愛を含む性のタブーからの解放をとなえて一躍脚光を浴びた。しかし、一方で彼は、男性同性愛と女性同性愛の間には本質的な違いがあると信じていた。女性同性愛といわれるものの多くは、ノーマルな性欲が早熟な形であらわれただけで、「本物」の同性愛ではないというのである。事実イギリスでは、男性同士の性行為が1885年に違法化されたにもかかわらず、女性同士の性行為は、1954年まで禁止されることはなかった。違法化という措置は、そうした現象の存在を法的に認め、ある種のオーソリティを与えることを意味する。同性愛概念の生成とともに抑圧された女性同性愛者への着目は、女性を性の主体として確立し、挿入を絶対視する性愛のあり方に修正を迫った点で、男性同性愛研究とは異なる意義をもっていたといえる。

異性愛や同性愛は、性差という差異を前提とした

(性差を抜きには成立しえない)概念である。そのため、同性愛者の解放運動もまた、多数派(強者)としての異性愛者と少数派(弱者)としての同性愛者という二分法を前提とせざるをえない。異性愛を当然視する社会から抑圧されてきた同性愛者たちは、異性愛者との法的・社会的平等を目指して闘ってきた。しかしそれは、異性愛規範を突き崩すどころか、むしろこれを強化する危険をはらんでいた。ひとまず(戦略として)、同性愛を異性愛の対抗概念ととらえてきた彼(女)らの運動は、真の意味で異性愛体制を打破すべく、同性愛という概念そのものの解体へとむかっている。こうして生まれたのが、同性愛/異性愛という二元体制の脱構築を目指すクイア研究であった。クイア研究の進展によって、トランスジェンダーやトランスセクシュアル、インターセックスなどへの関心が高まり、「二つの性」のいずれにも回収できない多様なセクシュアリティのあり方が示された。クイア研究は、セクシュアリティの連続性や重層性をあぶりだすことで、単線的な解放史からの脱却を目指した点で画期的であった。

ただ、セクシュアリティ研究は「クイアな人々」だけを対象としているわけでもなければ、従来の歴史研究と異なる次元で展開すべきものでもない。女性が、性の客体として、あるいは生殖する身体としてとらえられてきた近代の歴史を考えれば、セクシュアリティをジェンダー史や身体史と切り離して議論することはできない。豊富な研究蓄積のある恋愛、結婚、出産、避妊、中絶、売春といったテーマも、セクシュアリティの観点から再考する余地があるだろう。また、性がモラル上の罪として、そしてのちには医学上の病理としてとらえられたことを踏まえれば、宗教史、医学(科学)史も豊かなフィールドになりうる。衣服を、性自認を含む自己意識の表出手段とみなすならば、クロス・ドレッシング(異性装)研究などともリンクしてくるであろう。さらに、文学作品のなかにも有効な手がかりを与えてくれるものがある。ヴァージニア・ウルフの『オーランド』やテオフィル・ゴーチュの『モーパン嬢』など、性の横断や同性愛的要素を含んだ文学作品は少なくない。近代レズビアン文学の嚆矢とされるラドクリフ・ホールの『孤独の泉』についてもすぐれた研究がある。

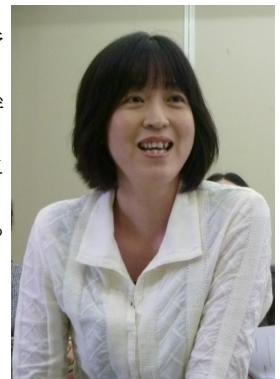
最後に、今後のセクシュアリティ研究を展望する上で、強調しておきたい点が二つある。一つは、セクシュアリティをめぐる言説空間は常に複数の層をなし

ているという点である。医学や性科学など、特定の専門知識をもつ人々が特権的な立場で意見を戦わせるアカデミックな世界、新聞や雑誌など不特定多数の人間にひらかれたメディア空間、さらにはポルノグラフィのような性の商品化に特化した言説空間などさまざまである。従来の研究の多くは、いずれかの言説空間に限定した考察をおこなってきたが、セクシュアリティをめぐる言説はこうした複数の空間をときに横断しながら一定の価値規範をつくりだしてきた。大衆的なメディア空間での議論がアカデミックな世界の言説を再編することもあり、その影響力はけっして一方向的なものではない。

もう一つ重要な視点だと思われるのは、セクシュアリティ研究のなかで周縁化されてきた人々への着目である。たとえば、障がい者や高齢者といった社会的弱者、さらには非性的存在と認識されてきた聖職者などは、性とは無縁の存在(であるべき)とみなされたため、そのセクシュアリティに触れることはタブー視されてきた。最近のクイア研究が強い関心を示すこうした人々に、歴史的考察を加えるのは容易なことではないが、見落としてはならない視点の一つであろう。セクシュアリティをめぐる問題には、男と女、同性愛と異性愛、快楽と抑圧、公と私といった、さまざまな対概念が織り込まれている。従来のセクシュアリティ研究から排除されてきた人々への着目が、際限のない多様性の抽出に終わらないよう、こうした二元論を脱却した先にある「何か」を見つめ続けなければならない。

【参考文献】

- M・フーコー(1986)『性の歴史 I』(渡辺守章訳)新潮社。
K・J・ドーヴァー(2007)『古代ギリシアの同性愛(新版)』(中務哲郎他訳)青土社。
井上俊他編(1996)『岩波講座現代社会学10 セクシュアリティの社会学』岩波書店。
赤川学(1999)『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房。
E・K・セジウィック(2001)『男同士の絆』(上原早苗他訳)名古屋大学出版会。
星乃治彦(2006)『男たちの帝国』岩波書店。
野田恵子(2008)「女同士の絆の歴史—「ラドクリフ・ホール事件」(1928)前後のイギリスを中心に—」『思想』1005号。
川津雅江(2012)『サッポータちの十八世紀』音羽書房鶴見書店。



第19回研究会【趣旨説明と報告要旨】

2012年12月16日（日）、成蹊大学で開催される第19回研究会では、「揺らぐ境界—セクシュアリティとジェンダー」という興味深いシンポジウムが開催されます。川津雅江さん、野田恵子さんにご報告いただき、清水晶子さんにコメントをいただくという構成です。以下、竹内敬子代表の趣旨説明と二報告の要旨を掲載します。また、16～17頁に掲載した林田敏子さんのセクシュアリティに関する研究動向紹介もぜひあわせてご参照ください。

【趣旨説明】

揺らぐ境界—セクシュアリティとジェンダー

竹内敬子

セクシュアリティは人が「生きる」上で、きわめて重要な問題である。しかし、女性の歴史が1970年代の「新しい女性史」の展開まで長年にわたって「隠されて」きたように、セクシュアリティの歴史も「隠されて」きた。

セクシュアリティは、ジェンダーと同様に、歴史的に構築され、過去の人々の生活を、そして現在のわれわれの生活をも支配してきた。その構築の過程が、政治的であったり、権力と密接であったり、また、だからと言って、一方的に「上から」構築されるというものでもない、という点でもセクシュアリティの歴史とジェンダーの歴史は共通している。

セクシュアリティ史は、女性史・ジェンダー史に影響を受けつつ、また、大きく重なりをもちながら発展した。女性史・ジェンダー史の背景にフェミニズムの「第二の波」があるように、セクシュアリティ史の背景には性の解放運動やゲイ／レズビアンの権利を求める運動の興隆があることも忘れてはならない点である。

セクシュアリティ史研究とジェンダー史研究が重なりをもちながら、相互に刺激を与えながら発展してきたのは、セクシュアリティとジェンダーをめぐる言説が互いに深く結びつきつつ構築されてきたからである。同性愛においてジェンダーロールが援用されがちであることもそのひとつである。が、これも、古典古代のギリシャ性愛の例が示すように、常にそうであった訳ではない。デイヴィッド・ハルプリン(David Halperin)が言うように、それは、支配する者と服従する者の関係、能動的な者と受動的な者の関係であり、当時の人々は、性的なパートナーを男性であるか、女性であるか、ということで認識していた訳ではなかったのである。

セクシュアリティはジェンダーロールの構築にも強く影響を与え、女性や男性の行動規範を支配する。荻野美穂の研究が示すように、19世紀イギリスで、性的な欲望が強い女性は「病氣」の診断を受け、治療が必要とされた。私自身のイギリス工場法の歴史研究においても、女性労働者のセクシュアリティは、「女にふさわしい仕事」を語る際に、今日であればセクシュアルハラスメントになるような言説として利用される事例がそここに散見される。1870年代から1890年代にかけ

てTUC議長として活躍したヘンリ・ブロードハーストがしばしばこれを行った。

2012年12月16日（日）のイギリス女性史研究会第19回研究会では、このセクシュアリティの問題をとりあげる。このことは、イギリス女性史研究会会員による研究成果の一部をまとめた『イギリス近現代女性史研究入門』（青木書店、2005年）に対し寄せられた批判のひとつである「セクシュアリティが取り上げられていない」ということに部分的にこたえることでもある。「部分的に」というのは、セクシュアリティの歴史が研究対象としてきたものは、売買春、避妊、人口政策、結婚内および結婚外における親密さ、など、多様で幅広く、そのすべてを扱うことは出来ないからである。

今回の研究会では、今日、なお強固なヘテロセクシュアリティを「正常」「正当」とする文化の形成に深く関わりがあり、またセクシュアリティの歴史研究の中でも大きな比重を占める同性愛の歴史を取り上げる。「正常」と「異常」、「正当」と「邪悪」、「合法」と「違法」の境界は、さまざまな状況の中で、揺らぎながら形成されていく。川津雅江さん「ロマン主義時代における女性同士の愛、ジェンダー、セクシュアリティ」、野田恵子さん「排除される親密性—イギリスにおける『純潔』とその境界」の2報告は、このことを見事に描き出してくれる。野田報告では、イギリスのシビル・パートナーシップ法施行後の状況にも言及される予定である。

コメンテータの清水晶子さんはクィア研究の現段階を紹介しつつ、この2報告の意義を大きな文脈の中で論じてくださる予定である。今回のシンポジウムに先立ち、2報告者とコメンテータで打ち合わせの会合をもったが、その際、私は、セクシュアリティの問題は、階級、エスニシティとも深く関わっていること、その点でもジェンダー史と共通であることを、学ばせていただき、視野が大きく開ける思いがした。

多くの方が第19回イギリス女性史研究会に参加してくださること、そして、議論に参加して下さり、学び合い、刺激しあい、それが今後の個々の研究に直接間接に反映されることを、願っている。

【報告1】

ロマン主義時代における女性同士の愛、ジェンダー、セクシュアリティ

川津雅江

イギリスはヨーロッパで唯一女性同性愛に関する罰則規定がなかった国である。このことは、イギリスでは女性同性愛が容認されていたとか、19世紀末に性科学者が取り上げるまで女性同性愛者がいなかったということの意味するのではなく、ローレンス・ストーンが指摘するように、その存在が法律上も「公の意識」上も無視されていたことを示すであろう。

18世紀に遡ってみると、女性同性愛者の透明化の背後には、女性同性愛の外国説と異性間の性行為中心主義が潜んでいる。つまり、男性同士と違って、女性同士の場合、片方が両性具有者(こうした身体をもつ女性はアフリカなど暑い国に多いと考えられた)でなければ異性同士ののような性行為は身体的に不可能であるから、イギリスの女性たちはどんなに親密な関係であろうとも、清らかな友情関

係としてしか見なされなかったのだ。18世紀後期までには、このような女性間の友情は「ロマンティックな友愛」(Romantic Friendship)と呼ばれ、その性的でない関係が女性の貞淑や美徳のあらわれとして称賛されるようになる。その一方で、同じ頃から、イギリスの女性間の過剰に親密な関係の「異常さ」や「不自然さ」を指摘し、「サフィズム」(Sapphism)(現在の用法と同じく性的な関係を仄めかす「女性同性愛」の意で、初出はOEDが示すより100年以上遡る)を疑る声も出始めた。

この報告では、イギリスのロマン主義時代(18世紀末期から19世紀初期)における実在の女性たちの日記や詩・小説などにおける「ロマンティックな友愛」と「サフィズム」の表象をとりあげ、女性間の愛、ジェンダー、セクシュアリティの問題を考えてみたい。

【報告2】

排除される親密性—イギリスにおける「純潔」とその境界

野田恵子

近代は、性がそれまでにない次元で私たち身体や生を規定し条件づけた時代であるといわれる。とくに19世紀イギリスの厳格な性規範は、キリスト教の規範を自分のものとしなない私たちには異質なものでありながら、他方で「近代」という名のもとに日本にも導入された規範でもあり、私たちにもなじみ深いものでもある。では、このようなイギリスの性規範は、どのようなもので、現代のセクシュアリティやジェンダーを考える際にどのような含意をもっているのだろうか。

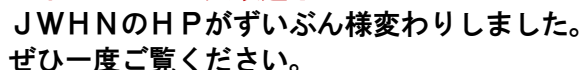
本報告では、イギリスの性規範の核に存在する「異性愛規範」に焦点を当て、そこでの「同性愛」の抑圧と排除の構造を見ていく。具体的には、19世紀イギリスで起きた「社会純潔運動」を始点とする一連の動向、とくに「同性愛」を犯罪化した法として知

られる刑法改正法(1885)の成立の経緯を追うことで、そこで何が問題と見なされ、どのような結果／効果をもたらすことになったのか、を確認したい。その際に注目したいのは、法の言説と医学—科学的な知、およびそれらとキリスト教の言説の関係性とその構造である。それらの関係性はセクシュアリティ研究においてたびたび指摘されるものだが、実際のところ19世紀イギリスという特定の場において3つの言説や知は、どのような関係性にあり、どのように複雑に絡まりあいながら、「同性愛」・「異性愛」という概念を生成させることになったのか、その意味と含意はいかなるものなのか、を考えたい。そのことによって、「同性愛」の抑圧と排除の構造とともに、現在イギリス社会で急速に進んでいる「同性愛」の取り込みの構造とその含意を考える手がかりにもしたい。

成蹊大学 10号館2階 大会議室

http://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/campus_uni.html

17:30～ 懇親会(成蹊大学正門前「カフェ・ド・レジール」 会費4,000円)



郵便振替:00180-2-562608(年会費 2000円)